



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会社名 : ゼビオ株式会社
(コード : 8281 東証第一部)
代表者名 : 代表取締役社長 諸橋 友良
問合せ先 : 常務執行役員 中村 和彦
TEL 03-6870-6008

**(開示事項の経過) 持株会社体制への移行に伴う会社分割及び
定款変更 (商号及び事業目的の変更) に関するお知らせ**

当社は、平成 27 年 1 月 30 日に公表いたしました「会社分割による持株会社体制への移行、及び子会社 (分割準備会社) の設立に関するお知らせ」において、平成 27 年 10 月 1 日を目処に会社分割の方式により持株会社体制に移行することを決議したことをお知らせしております。本日開催の取締役会において、当社のスポーツ用品等小売事業を会社分割の方法により、ゼビオ分割準備会社株式会社 (以下、「承継会社」といいます。) に承継すること (以下、「本会社分割」といいます。) を決議し、承継会社との間で吸収分割契約書を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、持株会社体制への移行に伴い、平成 27 年 10 月 1 日付で「ゼビオホールディングス株式会社」に商号を変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせる変更を行うことを決議しましたので、併せてお知らせいたします。

また、本会社分割及び定款変更 (商号及び事業目的の変更) につきましては、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 43 回定時株主総会において関連議案が承認可決されること及び必要に応じ関係官庁等の承認が得られることが前提条件となります。

なお、本会社分割は、当社の 100%子会社へ事業を承継させる吸収分割であるため、開示事項及び内容を一部省略して開示しております。

I. 持株会社体制への移行のための会社分割

1. 持株会社体制への移行目的等

(1) 持株会社体制への移行目的

事業環境の急速な変化への迅速且つ適切な対応、既存事業領域における絶えざる変革と業容の拡大、及び関連する事業領域での国内外の有力企業との提携や M&A の推進といった経営戦略を実現するための、事業シナジーの最大化とグループの健全な成長を促すガバナンス体制を確立するため。

(2) グループガバナンス体制の考え方について

当社は、「適正規模でのグループ化と、権限・責任の明確化」、「各事業領域における専門性追求と有機的なシナジー効果の発揮」、「機動的で迅速な意思決定」、及び「グループ統制とガバナンス強化」を実現するグループ経営体制として、純粋持株会社化が最適であると判断を致しました。

グループの成長とともに、将来、発生が懸念されるグループ内での役割と機能の重複や分散、或いは担当領域の拡張による管理精度の低下を未然に防止し、持続的なグループ企業価値向上を図ります。

2. 本会社分割の要旨

(1) 本会社分割の日程

吸収分割契約承認取締役会（当社）	平成27年5月8日（金）
吸収分割契約承認取締役決定（承継会社）	平成27年5月8日（金）
吸収分割契約締結	平成27年5月8日（金）
吸収分割契約承認株主総会（当社及び承継会社）	平成27年6月26日（金）（予定）
吸収分割の効力発生日	平成27年10月1日（木）（予定）

(2) 本会社分割の方式

当社を吸収分割会社とし、ゼビオ分割準備会社株式会社(承継会社)を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

(3) 本会社分割に係る割当ての内容

本会社分割に際し、承継会社は普通株式1,800株を発行し、その全てを当社に対して割当て交付いたします。

(4) 本会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社が発行する新株予約権の取り扱いに変更はありません。なお、当社は新株予約権付社債を発行していません。

(5) 本会社分割により減少する資本金等

本会社分割に伴う当社の資本金等の減少はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

本会社分割により、承継会社は、当社との間で締結した吸収分割契約に別段の定めがあるものを除き、効力発生日において当社のスポーツ用品等小売事業に関して有する資産、債務、雇用契約等及びその他の権利義務等を承継いたします。

なお、本会社分割による債務の承継につきましては、すべて重畳的債務引受の方法によるものとし、本会社分割により承継会社が当社から承継する債務の全てについて、当社が引き続き承継会社と連帯して債務を負担するものいたします。

(7) 債務履行の見込み

当社及び承継会社ともに、本会社分割後の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれること、及び本会社分割後に負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は想定されていないことから、本会社分割後における当社及び承継会社の債務の履行の見込みの問題はないものと判断しております。

3. 本会社分割の当事会社の概要

	吸収分割会社	吸収分割承継会社
(1) 名称	ゼビオ株式会社 (平成27年10月1日付で「ゼビオホールディングス株式会社」に商号変更予定)	ゼビオ分割準備会社株式会社 (平成27年10月1日付で「ゼビオ株式会社」に商号変更予定)
(2) 所在地	福島県郡山市朝日3-7-35	福島県郡山市朝日3-7-35
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 諸橋 友良	取締役社長 諸橋 友良
(4) 事業内容	スポーツ用品等小売業	スポーツ用品等小売業
(5) 資本金	15,935百万円	10百万円
(6) 設立年月日	昭和48年7月5日	平成27年4月10日

(7) 発行済株式数	47,911,023株	200株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 大株主及び持株比率	有限会社サンビック 17.22% 公益財団法人諸橋近代美術館 9.39% 有限会社ティー・ティー・シー 8.60% NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15 PCT TREATY ACCOUNT 4.79% 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口) 3.88% 諸橋輝子 2.90% 諸橋友良 2.44% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 2.33% 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口9) 2.28% 諸橋寛子 1.88%	ゼビオ株式会社 100%
(10) 直前事業年度の財政状態及び経営成績		
決算期	平成27年3月期 (連結)	—
純資産	115,781 百万円	—
総資産	181,698 百万円	—
1株当たり純資産	2,560.85 円	—
売上高	210,672 百万円	—
営業利益	5,654 百万円	—
経常利益	6,432 百万円	—
当期純利益	2,084 百万円	—
1株当たり当期純利益	46.24 円	—

(注) 承継会社は、平成27年4月10日に設立であり、最初の決算期を迎えていないため、記載すべき直前事業年度はございません。

4. 分割する事業部門の概要

(1) 分割する部門の事業内容

当社のスポーツ用品等小売事業

(2) 分割する部門の経営成績 (平成27年3月期)

	分割対象事業実績(a)	単体実績(b)	比率(a/b)
売上高	138,657 百万円	138,657 百万円	100%

(3) 分割する資産、負債の項目及び帳簿価額 (平成27年3月31日現在)

資 産		負 債	
項 目	帳簿価額	項 目	帳簿価額
流動資産	50,975 百万円	流動負債	36,776 百万円
固定資産	30,343 百万円	固定負債	5,939 百万円
合 計	81,318 百万円	合 計	42,715 百万円

5. 本会社分割後の状況

	吸収分割会社	吸収分割承継会社
(1) 名称	ゼビオホールディングス株式会社	ゼビオ株式会社
(2) 所在地	福島県郡山市朝日 3-7-35	福島県郡山市朝日 3-7-35
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 諸橋 友良	代表取締役社長 諸橋 友良
(4) 事業内容	グループ会社株式保有によるグループ経営企画・管理、グループ共用資産管理等	スポーツ用品等小売業
(5) 資本金	15,935 百万円	100 百万円
(6) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日

6. 今後の見通し

本会社分割が当社の連結業績に与える影響は軽微です。また、当社の単体業績につきましては、本会社分割後、当社は持株会社となるため、当社の収入は関係会社からの配当収入、経営指導料及びグループ共用資産に関する賃貸収入等が中心となり、費用は持株会社としての運営機能に関わるものが中心となる予定です。

II. 定款の変更

1. 定款変更の目的

平成 27 年 10 月 1 日（予定）に持株会社体制へ移行することに伴い、当社の商号及び事業目的の変更を行うものであります。なお、本定款変更は、本会社分割の効力発生を条件として、本会社分割の効力発生日に効力が生じるものとします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催 平成 27 年 6 月 26 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 27 年 10 月 1 日（予定）

以上

(別紙) 定款変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

	現ゼビオ定款	変 更 案
第一章 総則	<p>第1条 (商号)</p> <p>当社は、<u>ゼビオ株式会社</u>と称し、英文では、<u>XEBIO CO., LTD.</u>と表示する。</p>	<p>第1条 (商号)</p> <p>当社は、<u>ゼビオホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>XEBIO Holdings CO., LTD.</u>と表示する。</p>
	<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を<u>営む</u>ことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 百貨小売業およびこれに関連する商品の製造、加工、卸売業 2. たばこ類の小売、古物の販売業 3. 写真の現像、焼付、引伸等の写真業 4. 不動産の売買および賃貸借、ならびにその仲介業 5. 飲食店、プレイガイド、遊戯場、スポーツ教室、文化教室および駐車場の経営 6. 音声、映像のソフトウェア、レコード、ビデオ、コンパクトディスク等の販売ならびに賃貸 7. 医薬品、医薬部外品、化粧品および化学薬品の製造、販売 8. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法にもとづく損害保険代理業 9. 生命保険の募集に関する業務 10. クレジットカードに関する業務 11. 前号に付帯する金銭の貸付 12. 金銭の貸付、その貸借の媒介およびその貸借の保証 13. 各種企業の経営指導および業務受託 14. 広告宣伝および出版業 15. 倉庫業 16. 公共施設の運営、管理 (新設) 	<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業およびこの関連事業を<u>営む</u>こと、ならびに次の事業およびこの関連事業を<u>営む国内および外国会社の株式もしくは持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配、管理</u>することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. (現行どおり) 4. (現行どおり) 5. (現行どおり) 6. (現行どおり) 7. (現行どおり) 8. (現行どおり) 9. (現行どおり) 10. (現行どおり) 11. (現行どおり) 12. (現行どおり) 13. (現行どおり) 14. (現行どおり) 15. (現行どおり) 16. (現行どおり) 17. <u>ホテル、旅館その他宿泊施設の経営</u> 18. <u>旅行業法に基づく宣伝広告および旅行代理業</u> 19. <u>一般貸切旅客自動車運送事業</u> 20. <u>一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業</u> 21. <u>職業紹介事業</u> 22. <u>各種情報収集、分析、処理、提供および販</u>

	<p><u>17.</u> 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p><u>売業務</u></p> <p><u>23.</u> インターネットおよびイントラネット等のネットワークを利用したWEBシステムの企画、設計、開発、販売、運用および保守、管理</p> <p><u>24.</u> (現行どおり)</p>
<p>附則</p>	<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>第 1 条 第 1 条および第 2 条の変更は、平成 27 年 10 月 1 日に効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。</p>